⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限：令和２年７月８日17時00分まで（休日を除く。）
②　提出場所：⑴に同じ
③　提出方法：業務説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、提出場所に持参又は郵送すること。なお、電送によるものは受け付けない。また、郵送する場合は、簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵便で、提出期限までに必ず到着するように発送すること。
5　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
⑵　契約保証金　納付
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（国会議事堂本館の耐震改修基本計画作成業務）
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。
⑹　設計共同体としての資格を得ようとする者の申請方法等については、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号。以下「共同設計方式の取扱いについて」という。）を準用する。この場合において同文中「国土交通省」を「衆議院」又は「参議院」に、「部局長」を「衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱」又は「参議院庶務部副部長会計課長事務取扱」にそれぞれ読み替え、同「7　設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日として適用する。
⑺　2⑴ア．②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑴イ．に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も4⑶により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、共同設計方式の取扱いについての「7　設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。
⑻　詳細は説明書による。
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Seismic testing of the National Diet Building and related inspections
⑶　Time-limit to express interest : 17 : 00, 21 May 2020
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 17 : 00, 8 July 2020
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : KUBOTA Keiko, Contract Section, Repairs Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1―7―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014, Japan Tel : 03―3581―5111 ext. 35300

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和２年５月11日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　水谷　　誠
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和２年度レーダ雨量計合成システム管理・評価業務　（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、国土交通省が所管するレーダ雨量計の全国合成システムの運用管理記録及びレーダ雨量データの収集、保存を行うものである。また、レーダ雨量データは精度評価を行い、全国合成システムにおける調査・改善が必要な事項を検討するものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
①　計画準備
②　レーダ雨量データ及びシステム運用記録等の収集・整理
③　レーダ雨量データの保存
④　補正用地上雨量観測所リストの作成
⑤　検討対象降雨の選定
⑥　レーダ基地局の雨滴定数の変更
⑦　レーダ雨量及び合成雨量の精度評価（令和２年の精度評価）
⑧　品質算定と雨量算定係数の同定及び精度評価（令和３年に向けての精度評価）
⑨　精度評価結果等を踏まえた改善項目の検討
⑩　報告書作成
⑷　本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
①　レーダ雨量（単体）及び合成雨量の精度評価における留意点
⑸　履行期間　契約締結の翌日～令和３年３月19日
⑹　本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑻　本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
⑼　本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。
2　参加資格
⑴　技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　単体企業
ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
エ）参加表明書提出期限日から見積もり合わせ日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
②　設計共同体
①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年５月11日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和２年度レーダ雨量計合成システム管理・評価業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書提出の時において受けているものであること。
⑵　参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［1］　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
1）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合